

資料 3 2 - 1

第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可について

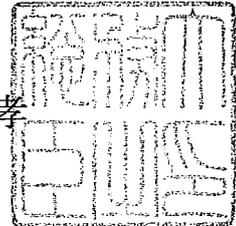
(諮問第1091号)



諮問第1091号  
平成25年12月6日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



### 諮問書

日本郵便株式会社代表取締役社長 高橋 亨から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第67条第3項の規定に基づく第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第4項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第3項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

## 審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。(法第67条第4項第1号)	適	配達地により異なる額が定められていないことから、適当であると認められる。
同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること（法第67条第4項第2号）	適	変更する料金は、同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであることから、適当であると認められる。
定率又は定額をもつて明確に定められていること（法第67条第4項第3号）	適	変更する料金は、定額で明確に定められていることから、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第67条第4項第4号）	適	変更申請の内容は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないことから、適当であると認められる。

(別添)



229

25-日郵第70号  
平成25年12月2日

総務大臣  
新藤 義孝 様

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

高橋

郵便に関する料金の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第3項の規定に基づき、郵便に関する料金の変更の認可を受けたいので、別添の関係書類を添えて申請します。

- 1 料金の種類  
第三種郵便物及び第四種郵便物の料金
- 2 額及び適用方法  
別添新旧対照表のとおり。
- 3 実施予定期日  
平成26年4月1日
- 4 変更を必要とする理由  
平成26年4月1日に消費税（地方消費税を含む。）の税率が5%から8%に引き上げられることに伴う費用増分を適正に転嫁するため。  
なお、この変更に伴って、内国郵便に関する認可料金表のうち、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）附則第24条の適用により存置されてきた規定について、現在運用している内容を反映させるべく所要の手当を講じる。

内国郵便に関する認可料金表新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>通則</p> <p><u>第1表 第一種郵便物の料金</u></p> <p>第1 適用</p> <p>第2 料金額</p> <p><u>第2表 第二種郵便物の料金</u></p> <p>第1 適用</p> <p>第2 料金額</p> <p><u>第3表 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引</u></p> <p><u>第4表 第三種郵便物の料金</u></p> <p>第1 適用</p> <p>第2 料金額</p> <p>第3 料金割引</p> <p><u>第5表 第四種郵便物の料金</u></p> <p>第1 適用</p> <p>第2 料金額</p> <p><u>第6表 特殊取扱の料金</u></p> <p>第1 適用</p> <p>第2 料金額</p> <p>第3 料金割引</p> <p>附則</p> <p>通則</p> <p>(料金表)</p> <p>1 <u>日本郵政公社</u>（以下「<u>公社</u>」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号）<u>第75条の2第1項</u>の規定に基づき、<u>通常郵便物の料金及び通常郵便物の特殊取扱（速達、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達、代金引換及び年賀特別郵便に限ります。）の料金</u>について、この料金表を定めます。</p> <p>(料金の変更)</p> <p>2 <u>公社</u>は、料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>3 この料金表において使用する用語は、この料金表において定義するものを除き、郵便法、同法に基づく総務省令、内国郵便約款（以下「約款」といいます。）<u>及び電子郵便約款</u>において使用する用語の例によります。</p> <p>(端数処理)</p> <p>4 <u>公社</u>は、料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(消費税)</p> <p>5 料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。</p>	<p>目次</p> <p>通則</p> <p><u>第1表 第三種郵便物の料金</u></p> <p>第1 適用</p> <p>第2 料金額</p> <p>第3 料金割引</p> <p><u>第2表 第四種郵便物の料金</u></p> <p>第1 適用</p> <p>第2 料金額</p> <p>附則</p> <p>通則</p> <p>(料金表)</p> <p>1 <u>日本郵便株式会社</u>（以下「<u>当社</u>」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号）<u>第67条第3項</u>の規定に基づき、<u>第三種郵便物及び第四種郵便物の料金</u>について、この料金表を定めます。</p> <p>(料金の変更)</p> <p>2 <u>当社</u>は、料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>3 この料金表において使用する用語は、この料金表において定義するものを除き、郵便法、同法に基づく総務省令、内国郵便約款（以下「約款」といいます。）において使用する用語の例によります。</p> <p>(端数処理)</p> <p>4 <u>当社</u>は、料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(消費税)</p> <p>5 料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。</p>

(料金の免除)

- 6 公社は、郵便法第13条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号)第141条の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。
- 7 公社は、郵便法第19条の2及び第20条の規定に基づき、この料金表に規定する料金を免除することがあります。
- (閲覧)
- 8 この料金表において、公社が別に定めることとしている事項については、公社は閲覧に供します。

## 第1表 第一種郵便物の料金

### 第1 適用

#### 1 基本料金

(1) 第一種郵便物の基本料金には、次の区別があります。

ア 定形郵便物の料金

イ 定形外郵便物の料金

ウ 郵便書簡の料金

(2) 「定形郵便物」とは、郵便書簡以外の第一種郵便物で次に掲げるものをいいます。

ア 次に掲げる条件を満たすもの

(7) 重量が25グラムを超えないものであること。

(4) 表面及び裏面が長方形で、その長方形の大きさが長さ14センチメートルから23.5センチメートルまで、幅9センチメートルから12センチメートルまでのものであること。

(9) 厚さが最も厚い部分において1センチメートルを超えないものであること。

(2) 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装したものにあっては、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。

(3) 表面に窓(約款第11条(あて名の記載方法)第1項ただし書の規定により設けたものを除きます。以下同じとします。)を設けたものにあっては、次のいずれかに該当するものであること。

A 郵便物のあて名を記載した部分又は約款第11条(あて名の記載方法)第1項ただし書の規定によりあて名を透視できるようにした部分の下部(横に長いもの)にあっては、左側部に窓を設けたもの

B 横に長いもので、長さ6センチメートル、幅3センチメートルを超えない大きさの窓1か所を約款第11条(あて名の記載方法)第1項ただし書の規定によりあて名を透視できるようにした部分の右側部に設けたもの

(5) ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒若しくは袋を包装に使用したもの又は約款第9条(郵便物の包装)第1項ただし書の規定により包装を省略したものでその合成樹脂を主たる材料としたものにあっては、別記に掲げる形状のものであること。

(4) 外部に、薄い紙又はこれに類する物を容易にはがれないよう全面を密着させて添付する場合(料金支払のための郵便切手以外の郵便切手(記念の目的で通信日付印の押印を受けたものを除きます。))又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限ります。)

(料金の免除)

- 6 当社は、郵便法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号)第141条の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。
- 7 当社は、郵便法第18条及び第19条の規定に基づき、この料金表に規定する料金を免除することがあります。
- (閲覧)
- 8 この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

を除き、他の物を添付しないものであること。

イ 次に掲げる条件を満たすもの

(7) アの(イ)から(ハ)までに掲げる条件を満たすものであること。

(4) 重量が25グラムを超え50グラムまでのものであること。

(3) 「定形外郵便物」とは、定形郵便物以外の第一種郵便物（郵便書簡を除きます。）をいいます。

(4) 定形郵便物及び定形外郵便物については、第3表（第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引）に定めるところにより、料金割引を適用します。

(5) 約款第19条（郵便書簡の差出方法）第1項の規定に反して折り畳んで差し出された郵便書簡及び表面部のみを切り離し、又は表面部若しくは裏面部の一部の形状を変えて差し出された郵便書簡であっても、(2)のアの(イ)から(ハ)までに掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用します。

(6) 約款第19条（郵便書簡の差出方法）第1項から第3項までの規定に反して差し出された郵便書簡であつて、(5)の規定により定形郵便物の料金を適用するもの以外のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。

(7) 定形郵便物又は郵便書簡を他の種類の通常郵便物とともに包装したものは、(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。

## 2 特別料金

(1) 次に掲げる郵便物については、第2の1（基本料金）の規定にかかわらず、第2の2（特別料金）に規定する料金を適用します。

ア 次に掲げる条件を満たす定形郵便物又は定形外郵便物（以下「郵便区内特別郵便物」といいます。）

(7) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うものであること。

(4) 同一差出人から同時に100通以上差し出されたものであること。

(5) 公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、差出郵便局、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

イ 次に掲げる条件を満たす定形郵便物又は定形外郵便物であつて、その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により配達する特別な取扱いをするもの（以下「配達地域指定郵便物」といいます。）

(7) あて名の記載を省略したものであること。

(4) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うものであること。

(5) 同一差出人から、差出郵便局が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達するために差し出されたものであること。

(4) 12月15日から翌年1月14日までの間に差し出されたものでないこと。

(4) 公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

ウ 翌朝郵便として差し出す定形外郵便物（重量500グラムまでのものを除きます。）

エ 新特急郵便として差し出す定形郵便物及び定形外郵便物

オ 巡回郵便として差し出す定形郵便物及び定形外郵便物

カ 電子郵便として差し出す第一種郵便物

(2) 郵便区内特別郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより適用します。

ア 特別料金(1)

特別料金(1)は、イ、ウ、エ又はオの料金が適用される郵便区内特別郵便物以外の郵便区内特別郵便物について適用します。

イ 特別料金(2)

特別料金(2)は、次に掲げる条件を満たすバーコード付郵便区内特別郵便物(郵便区内特別郵便物のうち、公社が別に定める封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の定形郵便物であって、公社が別に定める方法により、受取人の住所又は居所をバーコードに変換し記載したものをいいます。ただし、バーコードに変換しない郵便番号として公社が別に定める郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたものを除きます。以下同じとします。)について適用します。

(7) 100通以上差し出されたものであること。

(4) 公社が別に定める区分、差出郵便局及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

ウ 特別料金(3)

特別料金(3)は、イの(4)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たすバーコード付郵便区内特別郵便物について適用します。

(7) 1,000通以上差し出されたものであること。

(4) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により配達する特別な取扱いをすることの承諾(エ及びオにおいて「配達余裕承諾」といいます。)をしたものであること。

エ 特別料金(4)

特別料金(4)は、次に掲げる条件を満たす郵便区内特別郵便物について適用します。

(7) 1,000通以上差し出されたものであること。

(4) 差出郵便局が指定する区域ごとに区分したものであること。

(7) 配達余裕承諾をしたものであること。

(4) 公社が別に定める把束、差出方法、差出郵便局及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

オ 特別料金(5)

特別料金(5)は、次に掲げる条件を満たす郵便区内特別郵便物について適用します。

(7) 郵便区内の配達箇所数の2分の1に相当する数以上の通数、かつ、1,000通以上差し出されたものであること。

(4) 差出郵便局の指示に従い並べた上その郵便局が指定する区域ごとに区分したものであること。

(7) 配達余裕承諾をしたものであること。

(4) 公社が別に定める把束、差出方法、差出郵便局及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

第2 料金額

1 基本料金

料金の区別		料金額
定形郵便物	第1の1(基本料金)の(2)の アに掲げるもの	80円
	第1の1(基本料金)の(2)の イに掲げるもの	90円
定形外郵便物	重量50グラムまでのもの	120円
	重量50グラムを超え100グラムまでのもの	140円
	重量100グラムを超え150グラムまでのもの	200円
	重量150グラムを超え250グラムまでのもの	240円
	重量250グラムを超え500グラムまでのもの	390円
	重量500グラムを超え1キログラムまでのもの	580円
	重量1キログラムを超え2キログラムまでのもの	850円
	重量2キログラムを超えるもの	1,150円
郵便書簡		60円

## 2 特別料金

料金の区別		料金額		
郵便区内特別郵便物	特別料金 定形郵便物	第1の1(基本料金)の(2)のAに掲げるもの	65円	
		第1の1(基本料金)の(2)のBに掲げるもの	75円	
	(1) 定形外郵便物	重量50グラムまでのもの		100円
		重量50グラムを超え100グラムまでのもの		115円
		重量100グラムを超え150グラムまでのもの		160円
		重量150グラムを超え250グラムまでのもの		195円
	特別料金 (2) 郵便物	第1の1(基本料金)の(2)のAに掲げるもの	62円	
		第1の1(基本料金)の(2)のBに掲げるもの	72円	
	特別料金 (3) 郵便物	第1の1(基本料金)の(2)のAに掲げるもの	50円	
		第1の1(基本料金)の(2)のBに掲げるもの	55円	
	特別料金 (4) 郵便物	第1の1(基本料金)の(2)のAに掲げるもの	50円	
		第1の1(基本料金)の(2)のBに掲げるもの	55円	
重量50グラムまでのもの		75円		
重量50グラムを超え100グラムまでのもの		85円		
重量100グラムを超え150グラムまでのもの		120円		
特別料金 (5) 郵便物	第1の1(基本料金)の(2)のAに掲げるもの	49円		
	第1の1(基本料金)の(2)のBに掲げるもの	54円		
	重量50グラムまでのもの		74円	
	重量50グラムを超え100グラムまでのもの		84円	
	重量100グラムを超え150グラムまでのもの		119円	
重量150グラムを超え250グラムまでのもの		144円		
配達地域指定郵便物		重量25グラムまでのもの	27円	
		重量25グラムを超え50グラムまでのもの	40円	
		重量50グラムを超え100グラムまでのもの	53円	
翌朝郵便として差し出す定形外郵便物(重量50)		重量500グラムを超え1キログラムまでのもの	540円	

0グラムまでのものを除きます。)	重量1キログラムを超え2キログラムまでのもの	610円
	重量2キログラムを超え3キログラムまでのもの	810円
	重量3キログラムを超えるもの	1,010円
新特急郵便として差し出す定形郵便物及び定形外郵便物		80円
巡回郵便として差し出す定形郵便物及び定形外郵便物		80円
電子郵便として差し出す第一種郵便物		80円

第2表 第二種郵便物の料金

第1 適用

- 1 第二種郵便物の料金は、第2（料金額）の表のとおりとします。
- 2 第二種郵便物については、第3表（第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引）に定めるところにより、料金割引を適用します。
- 3 約款第23条（郵便葉書の表面に記載できる事項）の規定に反して差し出された郵便葉書は、定形郵便物の料金を適用します。
- 4 約款第25条（郵便葉書に浮出添付等のできる範囲）の規定に反して差し出された郵便葉書であって、第1表の第1の1（基本料金）の(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。
- 5 第二種郵便物を他の種類の通常郵便物とともに包装したものは、第1表の第1の1（基本料金）の(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。

第2 料金額

料金の区別	料金額
通常葉書	50円
往復葉書	100円

第3表 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金割引

1 広告郵便物の料金割引

定形郵便物（第1表の第2の2（特別料金）に規定する料金が適用されるものを除きます。以下第3表において同じとします。）、定形外郵便物（第1表の第2の2（特別料金）に規定する料金が適用されるものを除きます。以下第3表において同じとします。）、通常葉書（料額印面の付いたもの及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動用のものを除きます。以下第3表において同じとします。）又は往復葉書（料額印面の付いたものを除きます。以下第3表において同じとします。）のうち、広告郵便物（(1)に定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告、役務の広告その他営業活動に関する広告を目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいいます。以下同じとします。）の料金については、(2)又は(3)に定めるところにより割引をします。

(1) 広告郵便物の見本の提出等

ア 広告郵便物の料金割引を受けようとする者は、公社が別に定めるところにより、その郵便物として差し出そうとする物（印刷したものに限ります。）が専ら商品の広告、役務の広告その他営業活動に関する広告を目的としたものであることにつき、公社が別に定める郵便局（以下第3表において「料金割引取扱局」といいます。）の承認を受け、差出しの際、その

承認をした郵便局が交付する承認の旨の書類及びその郵便物の見本を、差出郵便局に提示していただきます。

イ 広告郵便物は、差出しの際、これを開いていただくことがあります。

(2) 同時に差し出されたものの料金割引

ア 差出人が同一のもの

次に掲げる条件を満たす広告郵便物で、料金割引取扱局に同一差出人から同時に差し出されたものの料金については、その合計額（第1表の第2の1（基本料金）又は第2表の第2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下第3表において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

(7) 定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のいずれかを2,000通以上差し出されたものであること。

(4) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾（以下第3表において「3日程度送達余裕承諾」といいます。）をしたものであること。

(9) 内部に公社が別に定めるもの以外のものを添付しないものであること。

(1) 公社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

（広告郵便物の料金の合計額の割引率）

1 基本割引率

同時差出通数	定形郵便物 定形外郵便物 通常葉書	往復葉書
2,000通以上3,000通未満	15%	7.5%
3,000通以上5,000通未満	18%	9%
5,000通以上7,500通未満	21%	10.5%
7,500通以上10,000通未満	22%	11%
10,000通以上15,000通未満	24%	12%
15,000通以上20,000通未満	25%	12.5%
20,000通以上30,000通未満	26%	13%
30,000通以上50,000通未満	27%	13.5%
50,000通以上75,000通未満	28%	14%
75,000通以上100,000通未満	29%	14.5%
100,000通以上200,000通未満	30%	15%
200,000通以上300,000通未満	32%	16%
300,000通以上500,000通未満	34%	17%
500,000通以上800,000通未満	36%	18%
800,000通以上1,000,000通未満	38%	19%
1,000,000通以上	40%	20%

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に7日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾（以下第3表において「7日程度送達余裕承諾」といいます。）をしたものであること。		2%	1%
(2) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に50,000通以上差し出されたものであること。	1%	3%	0.5%
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に定形外郵便物を200,000通以上差し出されたものであること。 イ 公社が別に定める形状、重量、容器納入及び差出方法に関する条件を満たすものであること。	＝	5%	＝

(4) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物（3（バーコード付郵便物の料金割引）に規定するものをいいます。以下同じとします。）であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、バーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。	そのバーコード付郵便物につき 5%	＝	そのバーコード付郵便物につき 2.5%
(5) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。	3%	5%	1.5%
(6) (1)及び(3)の条件を満たすものであること。	＝	7%	＝
(7) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 7%	＝	そのバーコード付郵便物につき 3.5%
(8) (2)及び(4)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 6%	＝	そのバーコード付郵便物につき 3%
(9) (1)、(2)及び(4)の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 8%	＝	そのバーコード付郵便物につき 4%

イ 差出人が同一でないもの

アの(7)から(9)までに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たす広告郵便物で、料金割引取扱局に差出人が同一でないものを合わせて同時に差し出されたものの料金については、それぞれの差出人ごとに算出した合計額に次表に掲げる率を乗じて得た額を合計した額を、その総合計額（それぞれの差出人ごとに算出した合計額を合計した額をいいます。以下第3表において同じとします。）から割り引きます。この場合において、それぞれの差出人の支払うべき額は、総合計額を割引する額にそれぞれの差出人に係る合計額の総合計額に対する割合を乗じて得た額をそれぞれの差出人に係る合計額から減じて得た額とします。

(7) 総差出通数（その郵便物の通数及びその郵便物と合わせて差し出される郵便物の通数を合計した通数をいいます。以下同じとします。）が10,000通以上であること。

(4) それぞれの差出人から、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる通数を差し出されたものであること。

A 総差出通数が100,000通未満のとき 2,000通以上10,000通未満

B 総差出通数が100,000通以上のとき 2,000通以上50,000通未満

(9) 公社が別に定めるところにより差出郵便局の承認を受けた者が、その郵便局の指示するところにより、郵便区番号ごとにまとめた上、郵便区番号ごとの把束されたものの数そ

の他会社が別に定める事項を記載した書面を添えるものであること。

(1) 会社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出人の数、差出時刻、外部記載事項、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。  
(それぞれの差出人ごとに算出した広告郵便物の料金の合計額に乗じる率)

1 基本率

それぞれの差出人の差し出す広告郵便物の通数	総差出通数					
	定形郵便物 定形外郵便物 通常葉書			往復葉書		
	10,000通以上	50,000通以上	100,000通以上	10,000通以上	50,000通以上	100,000通以上
2,000通以上 3,000通未満	16%	17%	18%	8%	8.5%	9%
3,000通以上 5,000通未満	19%	20%	21%	9.5%	10%	10.5%
5,000通以上 7,500通未満	22%	23%	24%	11%	11.5%	12%
7,500通以上 10,000通未満	23%	24%	25%	11.5%	12%	12.5%
10,000通以上 15,000通未満	—	—	25%	—	—	12.5%
15,000通以上 20,000通未満	—	—	26%	—	—	13%
20,000通以上 30,000通未満	—	—	27%	—	—	13.5%
30,000通以上 50,000通未満	—	—	28%	—	—	14%

2 特別率

1に掲げる基本率を適用すべき場合において、その郵便物及びその郵便物と合わせて差し出される郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1) 7日程度送達余裕承諾をしたものであること。	2%		1%
(2) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に50,000通以上差し出されたものであること。	1%	3%	0.5%

(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 会社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に定形外郵便物を200,000通以上差し出されたものであること。 イ 会社が別に定める形状、重量、容器納入及び差出方法に関する条件を満たすものであること。	＝	5%	＝
(4) その郵便物及びその郵便物と合わせて差し出される郵便物の全部がバーコード付郵便物であること。	5%	＝	2.5%
(5) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。	3%	5%	1.5%
(6) (1)及び(3)の条件を満たすものであること。	＝	7%	＝
(7) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。	7%	＝	3.5%
(8) (2)及び(4)の条件を満たすものであること。	6%	＝	3%
(9) (1)、(2)及び(4)の条件を満たすものであること。	8%	＝	4%

(3) 1か月内に差し出されたものの料金割引

(2)のアの(イ)及び(ロ)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たす広告郵便物で、1か月内に差し出されたものの料金については、その総計額(1か月内に差し出されたその郵便物について第1表の第2の1(基本料金)又は第2表の第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この(3)において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

ア 同一差出人から定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のいずれかを同時に2,000通以上、かつ、1か月内に10,000通以上差し出されたものであること。

イ 会社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(広告郵便物の料金の総計額の割引率)

1 基本割引率

1 か月内の差出通数	定形郵便物 定形外郵便物 通常葉書	往復葉書
10,000通以上20,000通未満	23%	11.5%
20,000通以上50,000通未満	25%	12.5%
50,000通以上100,000通未満	27%	13.5%
100,000通以上200,000通未満	29%	14.5%
200,000通以上300,000通未満	30%	15%
300,000通以上400,000通未満	32%	16%
400,000通以上500,000通未満	34%	17%
500,000通以上1,000,000通未満	36%	18%
1,000,000通以上2,000,000通未満	38%	19%
2,000,000通以上	40%	20%

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 通常葉書	定形外郵便物	往復葉書
(1) 7日程度送達余裕承諾をしたものであること。	2%		1%
(2) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に50,000通以上差し出されたものであること。	1%	3%	0.5%
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に定形外郵便物を同時に200,000通以上差し出されたものであること。 イ 公社が別に定める形状、重量、容器納入及び差出方法に関する条件を満たすものであること。	＝	5%	＝
(4) その郵便物に同時に1,000通以上差し出されたバーコード付郵便物があること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。	そのバーコード付郵便物につき 5%	＝	そのバーコード付郵便物につき 2.5%
(5) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。	3%	5%	1.5%
(6) (1)及び(3)の条件を満たすものであること。	＝	7%	＝

(7) (1) 及び (4) の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 7%	=	そのバーコード付郵便物につき 3.5%
(8) (2) 及び (4) の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 6%	=	そのバーコード付郵便物につき 3%
(9) (1)、(2) 及び (4) の条件を満たすものであること。	そのバーコード付郵便物につき 8%	=	そのバーコード付郵便物につき 4%

## 2 区分郵便物の料金割引

定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物以外の区分郵便物（郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したもの又は差出郵便局が指定するところにより郵便区番号ごとに区分したもの（郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものを除きます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の料金については、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。

### (1) 差出人が同一のもの

次に掲げる条件を満たす区分郵便物で、料金割引取扱局に同一差出人から同時に差し出されたものの料金については、その合計額に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

ア 定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のいずれかを2,000通以上差し出されたものであること。

イ 公社が別に定める形状、重量、料金支払方法、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

（区分郵便物の料金の合計額の割引率）

1 基本割引率

同時差出通数	定形郵便物 定形外郵便物 通常葉書		往復葉書
郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものの	2,000 通以上 10,000 通未満	5%	2.5%
	10,000 通以上 50,000 通未満	7%	3.5%
	50,000 通以上 100,000 通未満	8%	4%
	100,000 通以上	9%	4.5%
差出郵便局が指定するところにより郵便区番号ごとに区分したものの	2,000 通以上 10,000 通未満	2%	1%
	10,000 通以上 50,000 通未満	4%	2%
	50,000 通以上 100,000 通未満	5%	2.5%
	100,000 通以上	6%	3%

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物 定形外郵便物 通常葉書		往復葉書
(1) 3日程度送達余裕承諾をしたもの（特殊取扱とするものを除きます。）であること。	4%		2%
(2) 7日程度送達余裕承諾をしたもの（特殊取扱とするものを除きます。）であること。	6%		3%
(3) 会社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に50,000通以上差し出されたものであること。	1%	3%	0.5%
(4) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 会社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に定形外郵便物を200,000通以上差し出されたものであること。 イ 会社が別に定める形状、重量、容器納入、差出方法、差出時刻及び取扱いに関する条件を満たすものであること。	=	5%	=
(5) その郵便物の全部又は一部がバーコード付郵便物（年賀特別郵便以外の特殊取扱とするものを除きます。）であること。ただし、その郵便物の一部がバーコード付郵便物であるときは、バーコード付郵便物が1,000通以上であって、そのバーコード付郵便物とそれ以外の郵便物を区分して差し出され、かつ、それぞれの郵便物の区分された郵便区番号ごとの数量を記載した書面を添えるものに限ります。	そのバーコード付郵便物につき5%	=	そのバーコード付郵便物につき2.5%
(6) (1)及び(3)の条件を満たすものであること。	5%	7%	2.5%

(7) (1) 及び (4) の条件を満たすものであること。	二	9%	二
(8) (1) 及び (5) の条件を満たすものであること。	そのバー コード付 郵便物に つき 9%	二	そのバー コード付 郵便物に つき 4.5%
(9) (2) 及び (3) の条件を満たすものであること。	7%	9%	3.5%
(10) (2) 及び (4) の条件を満たすものであること。	二	11%	二
(11) (2) 及び (5) の条件を満たすものであること。	そのバー コード付 郵便物に つき 11%	二	そのバー コード付 郵便物に つき 5.5%
(12) (3) 及び (5) の条件を満たすものであること。	そのバー コード付 郵便物に つき 6%	二	そのバー コード付 郵便物に つき 3%
(13) (1)、(3) 及び (5) の条件を満たすものであること。	そのバー コード付 郵便物に つき 10%	二	そのバー コード付 郵便物に つき 5%
(14) (2)、(3) 及び (5) の条件を満たすものであること。	そのバー コード付 郵便物に つき 12%	二	そのバー コード付 郵便物に つき 6%

(2) 差出人が同一でないもの

(1) のアに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たす区分郵便物で、料金割引取扱局に差出人が同一でないものを合わせて同時に差し出されたものの料金については、それぞれの差出人ごとに算出した合計額に次表に掲げる率を乗じて得た額を合計した額を、その総合計額から割り引きます。この場合において、それぞれの差出人の支払うべき額は、総合計額を割引する額にそれぞれの差出人に係る合計額の総合計額に対する割合を乗じて得た額をそれぞれの差出人に係る合計額から減じて得た額とします。

ア それぞれの差出人から、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる通数を差し出されたものであること。

(7) 総差出通数が 50,000 通未満のとき 500 通以上 10,000 通未満

(4) 総差出通数が 50,000 通以上 100,000 通未満のとき 500 通以上 50,000 通未満

(5) 総差出通数が 100,000 通以上のとき 500 通以上 100,000 通未満

イ 会社が別に定めるところにより差出郵便局の承認を受けた者が、その郵便局の指示すると

ころにより、郵便区番号ごとにまとめた上、郵便区番号ごとの把束されたものの数その他公  
社が別に定める事項を記載した書面を添えるものであること。

ウ 会社が別に定める形状、重量、料金支払方法、把束、差出方法、差出人の数、外部記載事  
項、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(それぞれの差出人ごとに算出した区分郵便物の料金の合計額に乗じる率)

1 基本率

それぞれの差出人の差し出す区分郵便物の通数		総差出通数							
		定形郵便物 定形外郵便物 通常葉書				往復葉書			
		2,000 通以上 10,000 0通未満	10,000 0通以上 50,000 0通未満	50,000 0通以上 100,000 0通未満	100,000 0通以上	2,000 通以上 10,000 0通未満	10,000 0通以上 50,000 0通未満	50,000 0通以上 100,000 0通未満	100,000 0通以上
郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごと	500通以上 10,000通未満	4%	6%	7%	8%	2%	3%	3.5%	4%
とに区分したもの	10,000通以上 50,000通未満	=	=	7%	8%	=	=	3.5%	4%
	50,000通以上 100,000通未満	=	=	=	8%	=	=	=	4%
差出郵便局が指定するところにより郵便区番号ごとに区分したもの	500通以上 10,000通未満	1%	3%	4%	5%	0.5%	1.5%	2%	2.5%
	10,000通以上 50,000通未満	=	=	4%	5%	=	=	2%	2.5%
	50,000通以上 100,000通未満	=	=	=	5%	=	=	=	2.5%

2 特別率

1に掲げる基本率を適用すべき場合において、その郵便物及びその郵便物と合わせて差し出される郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	定形郵便物	定形外郵便物	往復葉書
	通常葉書		
(1) 3日程度送達余裕承諾をしたもの（特殊取扱とするものを除きます。）であること。	4%		2%
(2) 7日程度送達余裕承諾をしたもの（特殊取扱とするものを除きます。）であること。	6%		3%
(3) 会社が郵便物の運送方法を勧奨して別に定める郵便局に50,000通以上差し出されたものであること。	1%	3%	0.5%
(4) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 会社が郵便物の運送方法を勧奨して別に定める郵便局に定形外郵便物を200,000通以上差し出されたものであること。 イ 会社が別に定める形状、重量、容器納入、差出方法、差出時刻及び取扱いに関する条件を満たすものであること。	＝	5%	＝
(5) その郵便物及びその郵便物と合わせて差し出される郵便物の全部がバーコード付郵便物であること。	5%	＝	2.5%
(6) (1)及び(3)の条件を満たすものであること。	5%	7%	2.5%
(7) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。	＝	9%	＝
(8) (1)及び(5)の条件を満たすものであること。	9%	＝	4.5%
(9) (2)及び(3)の条件を満たすものであること。	7%	9%	3.5%
(10) (2)及び(4)の条件を満たすものであること。	＝	11%	＝
(11) (2)及び(5)の条件を満たすものであること。	11%	＝	5.5%
(12) (3)及び(5)の条件を満たすものであること。	6%	＝	3%
(13) (1)、(3)及び(5)の条件を満たすものであること。	10%	＝	5%
(14) (2)、(3)及び(5)の条件を満たすものであること。	12%	＝	6%

### 3 バーコード付郵便物の料金割引

定形郵便物、通常葉書又は往復葉書のうち、広告郵便物及び区分郵便物以外のバーコード付郵便物（会社が別に定める封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の定形郵便物、通常葉書又は往復葉書であって、会社が別に定める方法により、受取人の住所又は居所をバーコードに変換し記載したものをいいます。ただし、バーコードに変換しない郵便番号として会社が別に定める郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたものを除きます。以下同じとします。）の料金については、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。

#### (1) 差出人が同一のもの

次に掲げる条件を満たすバーコード付郵便物で、料金割引取扱局に同一差出人から同時に差し出されたものの料金については、その合計額に5%（往復葉書にあっては、2.5%）を乗じて得た額を、合計額から割引きます。

ア 定形郵便物、通常葉書又は往復葉書のいずれかを1,000通以上差し出されたものであること。

イ 会社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(2) 差出人が同一でないもの

(1)のアに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たすバーコード付郵便物で、料金割引取扱局に差出人が同一でないものを合わせて同時に差し出されたものの料金については、その総合計額に4%（往復葉書にあっては、2%）を乗じて得た額を、総合計額から割引きます。この場合において、それぞれの差出人の支払うべき額は、総合計額を割引する額にそれぞれの差出人に係る合計額の総合計額に対する割合を乗じて得た額をそれぞれの差出人に係る合計額から減じて得た額とします。

ア それぞれの差出人から200通以上差し出されたものであること。

イ 会社が別に定めるところにより差出郵便局の承認を受けた者が、その郵便局の指示するところにより、それぞれの差出人ごとにまとめた上、それぞれの差出人の差し出す郵便物の重量その他会社が別に定める事項を記載した書面を添えるものであること。

ウ 会社が別に定める形状、重量、料金支払方法、差出人の数、外部記載事項及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

第4表 第三種郵便物の料金

第1 適用

1 (略)

2 「低料第三種郵便物」とは、次に掲げる条件を満たす第三種郵便物をいいます。

(1)・(2) (略)

(3) (1)の発行人又は売りさばき人が、会社が別に定めるところにより、差出郵便局（以下「低料第三種郵便物差出局」といいます。）の承認を受けたものであること。

3 2の(3)の承認を受けた者は、その氏名を改めたとき、住所若しくは居所を変更したとき、承認に係る定期刊行物の題号若しくは発行の定日に変更があったとき、又は低料第三種郵便物を差し出す必要がなくなったときは、会社が別に定めるところにより、低料第三種郵便物差出局に届け出ていただきます。

4 2の(3)の承認を受けた者が次の一に該当する場合には、低料第三種郵便物差出局において、その承認を取り消すことがあります。

(1) 3の規定による届出をしなかったとき

(2) 次の期間以上低料第三種郵便物の差出しをしないとき

ア～ウ (略)

5・6 (略)

7 低料第三種郵便物以外の第三種郵便物又は低料第三種郵便物を他の種類の通常郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を支払うべき郵便物の料金を適用します。ただし、定形郵便物、郵便書簡又は第二種郵便物とともに包装したものは、第1表の第1の1（基本料金）の(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。

第1表 第三種郵便物の料金

第1 適用

1 (略)

2 「低料第三種郵便物」とは、次に掲げる条件を満たす第三種郵便物をいいます。

(1)・(2) (略)

(3) (1)の発行人又は売りさばき人が、当社が別に定めるところにより、差出事業所（以下「低料第三種郵便物差出局」といいます。）の承認（差出事業所が当社が別に定める事業所である場合は、その事業所の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所の承認）を受けたものであること。

3 2の(3)の承認を受けた者は、その氏名を改めたとき、住所若しくは居所を変更したとき、承認に係る定期刊行物の題号若しくは発行の定日に変更があったとき、又は低料第三種郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、低料第三種郵便物差出局に届け出ていただきます。

4 2の(3)の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その承認をした事業所において、その承認を取り消すことがあります。

(1) 3の規定による届出をしなかったとき。

(2) 次の期間以上低料第三種郵便物の差出しをしないとき。

ア～ウ (略)

5・6 (略)

7 低料第三種郵便物以外の第三種郵便物又は低料第三種郵便物を他の種類の郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を支払うべき郵便物の料金を適用します。ただし、内国郵便に関する届出料金表（以下「届出料金表」といいます。）に規定する定形郵便物（以下単に「定形郵便物」といいます。）、郵便書簡又は第二種郵便物とともに包装したものは、同表第1表の第1の1（基本料金）の(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、届出料金表に規定する定形外郵便物（以下単に「定形外郵便物」といいます。）の料金を適用します。

第2 料金額

料金の区別		料金額		
低料第三種郵便物以外の第三種郵便物		重量50グラムまでのもの	60円	
		重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに8円の割合で算出した額を60円に加えた額	
低料第三種郵便物	毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるもの	重量50グラムまでのもの	40円	
		重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに6円の割合で算出した額を40円に加えた額	
	心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもの	重量50グラムまでのもの	8円
		重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに3円の割合で算出した額を8円に加えた額	
上欄に掲げるもの以外のもの	重量50グラムまでのもの	15円		
	重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに5円の割合で算出した額を15円に加えた額		

第3 料金割引

1 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額（同時に差し出されたその郵便物について第2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この第3において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

(1) (略)

(2) **公社**が別に定める形状、重量、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(第三種郵便物の料金の合計額の割引率)

第2 料金額

料金の区別		料金額		
低料第三種郵便物以外の第三種郵便物		重量50グラムまでのもの	62円	
		重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに8円の割合で算出した額を62円に加えた額	
低料第三種郵便物	毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるもの	重量50グラムまでのもの	41円	
		重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに6円の割合で算出した額を41円に加えた額	
	心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもの	重量50グラムまでのもの	8円
		重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに3円の割合で算出した額を8円に加えた額	
上欄に掲げるもの以外のもの	重量50グラムまでのもの	15円		
	重量50グラムを超えるもの	重量50グラムを超える50グラム又はその端数ごとに5円の割合で算出した額を15円に加えた額		

第3 料金割引

1 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額（同時に差し出されたその郵便物について第2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この第3において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

(1) (略)

(2) **当社**が別に定める形状、重量、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(第三種郵便物の料金の合計額の割引率)

1 (略)

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	割 引 率
(1)・(2) (略)	(略)
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア <u>公社</u> が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に同時に200,000通以上差し出されたものであること。 イ <u>公社</u> が別に定める容器納入、差出方法、差出時刻及び取扱いに関する条件を満たすものであること。	6%
(4)・(5) (略)	(略)

2 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額に4%を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

- (1) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に差し出されたものであること。
- (2) (略)
- (3) 公社が別に定める形状、重量及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

3 (略)

第5表 第四種郵便物の料金

第1 適用

1 (略)

2 約款第36条(通信教育用郵便物の表示)第1項及び第2項、第38条(点字郵便物等の表示)第1項及び第2項並びに第40条(学術刊行物郵便物の表示)第1項の規定による表示又は記載がない郵便物は、第1表の第1の1(基本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。

3 通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物又は学術刊行物郵便物を他の種類の通常郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を支払うべき郵便物の料金を適用します。ただし、定形郵便物、郵便書簡又は第二種郵便物とともに包装したものは、第1表の第1の1(基本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。

第2 料金額

1 (略)

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	割 引 率
(1)・(2) (略)	(略)
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア <u>当社</u> が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に200,000通以上差し出されたものであること。 イ <u>当社</u> が別に定める容器納入、差出方法、差出時刻及び取扱いに関する条件を満たすものであること。	6%
(4)・(5) (略)	(略)

2 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額に4%を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

- (1) 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に差し出されたものであること。
- (2) (略)
- (3) 当社が別に定める形状、重量及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

3 (略)

第2表 第四種郵便物の料金

第1 適用

1 (略)

2 約款第35条(通信教育用郵便物の表示)第1項及び第2項、第37条(点字郵便物等の表示)第1項及び第2項並びに第39条(学術刊行物郵便物の表示)第1項の規定による表示又は記載がない郵便物は、届出料金表第1表の第1の1(基本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。

3 通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物又は学術刊行物郵便物を他の種類の郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を支払うべき郵便物の料金を適用します。ただし、定形郵便物、郵便書簡又は第二種郵便物とともに包装したものは、届出料金表第1表の第1の1(基本料金)の(2)に掲げる条件を満たすものにあつては、定形郵便物の料金を適用し、その他のものにあつては、定形外郵便物の料金を適用します。

第2 料金額

料金の区別	料金額
通信教育用郵便物	重量100グラムまでのもの 15円
	重量100グラムを超えるもの 重量100グラムを超える100グラム又はその端数ごとに10円の割合で算出した額を15円に加えた額
点字郵便物	無料
特定録音物等郵便物	無料
植物種子等郵便物	重量50グラムまでのもの 70円
	重量50グラムを超え75グラムまでのもの 110円
	重量75グラムを超え100グラムまでのもの 130円
	重量100グラムを超え150グラムまでのもの 170円
	重量150グラムを超え200グラムまでのもの 200円
	重量200グラムを超え300グラムまでのもの 230円
	重量300グラムを超え400グラムまでのもの 270円
	重量400グラムを超えるもの 重量400グラムを超える100グラム又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を270円に加えた額
学術刊行物郵便物	重量100グラムまでのもの 35円
	重量100グラムを超えるもの 重量100グラムを超える100グラム又はその端数ごとに25円の割合で算出した額を35円に加えた額

料金の区別	料金額
通信教育用郵便物	重量100グラムまでのもの 15円
	重量100グラムを超えるもの 重量100グラムを超える100グラム又はその端数ごとに10円の割合で算出した額を15円に加えた額
点字郵便物	無料
特定録音物等郵便物	無料
植物種子等郵便物	重量50グラムまでのもの 72円
	重量50グラムを超え75グラムまでのもの 110円
	重量75グラムを超え100グラムまでのもの 130円
	重量100グラムを超え150グラムまでのもの 170円
	重量150グラムを超え200グラムまでのもの 210円
	重量200グラムを超え300グラムまでのもの 240円
	重量300グラムを超え400グラムまでのもの 280円
	重量400グラムを超えるもの 重量400グラムを超える100グラム又はその端数ごとに51円の割合で算出した額を280円に加えた額
学術刊行物郵便物	重量100グラムまでのもの 36円
	重量100グラムを超えるもの 重量100グラムを超える100グラム又はその端数ごとに26円の割合で算出した額を36円に加えた額

第6表 特殊取扱の料金

第1 適用

- 1 通常郵便物の特殊取扱（速達、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達、代金

引換及び年賀特別郵便に限ります。)の料金は、第2(料金額)の表のとおりとします。  
2 書留については、第3(料金割引)に定めるところにより、料金割引を適用します。

第2 料金額

料金の区別		料金額
速達料		重量250グラ △までのもの 270円
		重量250グラ △を超え1キロ グラムまでのもの 370円
		重量1キログラ △を超えるもの 630円
書留料	現金書留郵便物	損害要償額が1 0,000円まで のもの 420円
		損害要償額が1 0,000円を超 えるもの 10,000円を超える 5,000円又はその端 数ごとに10円の割合で 算出した額を420円に 加えた額
	現金書留郵便物以外のもの	損害要償額が1 00,000円ま でのもの 420円
		損害要償額が1 00,000円を 超えるもの 100,000円を超え る50,000円又はそ の端数ごとに20円の割 合で算出した額を420 円に加えた額
簡易書留	350円	
引受時刻証明料		300円
配達証明料	郵便物を差し出す際にするもの	300円
	郵便物を差し出した後にするもの	420円
内容証明料	(1) (2) ア イに掲げるもの以外のもの	郵便物の内容た る文書の謄本が 1枚であるとき 420円
	に掲げ るもの 以外の もの	郵便物の内容た る文書の謄本が 1枚を超えると き 1枚を超える1枚ごとに 250円の割合で算出し た額を420円に加えた 額
	イ 約款第129条(内容証明郵便物の差出方法)ただし書に規定するもの	1通はアに定める額とし、その他は1通ごとにその半額

(2) 電子内容証明	アに定める額に、贈本の送付方法に応じてそれぞれに定める額を加えて得た額	
子内容証明	ア イに掲げるものの以外のもの	(7) (イ)に掲げるものの以外のもの
		郵便物の内容たる文書の贈本が1枚であるとき
		郵便物の内容たる文書の贈本が1枚を超えるとき
		1通は(7)に定める額とし、その他は1通ごとに次の額
	(イ) 電子郵便約款第39条(取扱内容)第3項に規定するもの	A 郵便物の内容たる文書の贈本が1枚であるとき
		B 郵便物の内容たる文書の贈本が1枚を超えるとき
	イ 贈本の送付に係るもの	電子郵便約款第39条(取扱内容)第1項(2)ウの規定に基づく送付
		電子郵便約款第39条(取扱内容)第4項の規定に基づく送付
内容証明贈本閲覧料		420円
特別送達料		540円
代金引換料		250円
代金引換取消料及び引換金額の変更料	差出郵便局におけるその郵便物の配達前若しくは交付前又は発送準備完了前に請求があったとき	無料
	上欄に掲げるとき以外のとき	550円
年賀特別郵便料		無料

### 第3 料金割引

次表に掲げる条件を満たす書留とする通常郵便物のそれぞれの一般書留料又は簡易書留料については、それぞれ、第2(料金額)の規定により算出した額から、次表に掲げる額を割り引きます。

条 件	割 引 額
(1) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 現金書留郵便物以外のものであること。 イ 同一差出人から同時に300通以上差し出されたものであること。 ウ 受取人の氏名その他差出郵便局の指示する事項を記載した用紙を郵便物に添え、かつ、その郵便物にその郵便物の引受けから配達に至るまでの記録に必要な表示をしたものであること。 エ 会社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。	15円
(2) (1)に掲げる条件を満たし、かつ、受取人の氏名、住所その他差出郵便局の指示するその郵便物の配達に必要な事項を記載した用紙を郵便物にはり付けたものであること。この場合において、その郵便物の表面以外の部分にその用紙をはり付けて差し出すときは、その郵便物の表面に、その郵便局の指示する事項を記載していただきます。	50円
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 同一差出人から同時に1,000通以上差し出されたものであること。 イ その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾をしたものであること。 ウ 会社が別に定める料金支払方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。	20円
(4) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 同一差出人から1か月内に10,000通以上差し出されたものであること。 イ その郵便物を差し出そうとする日の1か月前までに、その郵便物の概数その他差出郵便局の指示する事項を記載した書面を提出し、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。 ウ 会社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。	40円
(5) (1)及び(3)の条件を満たすものであること。	35円
(6) (1)及び(4)の条件を満たすものであること。	55円
(7) (2)及び(3)の条件を満たすものであること。	70円
(8) (2)及び(4)の条件を満たすものであること。	90円
(9) (1)、(3)及び(4)の条件を満たすものであること。	75円
(10) (2)、(3)及び(4)の条件を満たすものであること。	110円

別記 ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒又は袋を包装に使用した郵便物の形状

第1 ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒又は袋を包装に使用し

た郵便物の形状

- 1 あて名を記載した面（無色透明の部分を除きます。）は、内容物が透視できないものとします。ただし、封筒裁断、溶断部分等の外周部に設けた透明部分でその幅が4ミリメートル以下のもの（その透明部分に封筒裁断の機械処理のために目印を設ける場合は、その目印はその透明部分以外の部分と接触する大きさとし、）にあつては、この限りではありません。
- 2 郵便物の表面に無色透明の部分（1のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。）から透視される内容物又は郵便物の裏面が無色透明でないものとします。
  - (1) 約款第11条（あて名の記載方法）第1項（ただし書を除きます。）の規定により、あて名を記載し、又は別に記載して添付し、かつ、無色透明の部分（1のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。）を設ける場合は、次のとおりとします。
    - ア 受取人の住所又は居所の郵便番号を郵便番号記入枠の中に記入する場合は、図1のとおりとします。
    - イ ア以外の場合は、図2のとおりとします。
  - (2) 約款第11条（あて名の記載方法）第1項ただし書の規定により、あて名を透視できる無色透明の部分（1のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。）を設け、かつ、それ以外の無色透明の部分（1のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。）を設けない場合は、図3のとおりとします。
  - (3) 約款第11条（あて名の記載方法）第1項ただし書の規定により、あて名を透視できる無色透明の部分（1のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。）を設け、かつ、それ以外の無色透明の部分（1のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。）を設ける場合は、次のとおりとします。
    - ア あて名を透視できる無色透明の部分の左側部にそれ以外の無色透明の部分（1のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。）を設ける場合は、図4のとおりとします。
    - イ あて名を透視できる無色透明の部分の右側部にそれ以外の無色透明の部分（1のただし書の規定により設ける透明部分を除きます。）を設ける場合は、図5のとおりとします。
- 3 静電気の帯電防止のための処理を行ったものとします。

第2 約款第9条（郵便物の包装）第1項ただし書の規定により包装を省略した郵便物でビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料としたものの形状

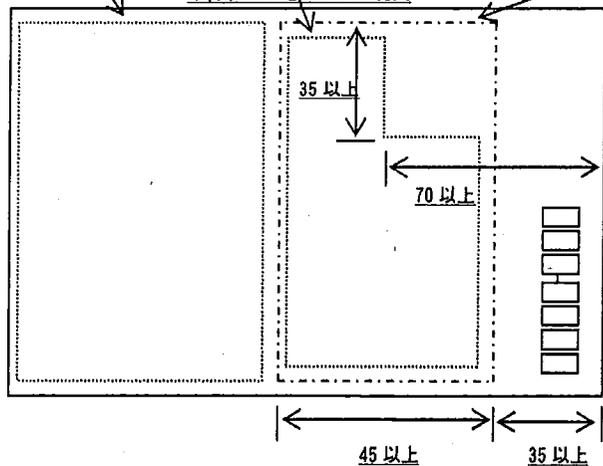
- 1 郵便物の表面に無色透明の部分がないものとします。
- 2 静電気の帯電防止のための処理を行ったものとします。

図1

あて名を透視する目的以外の無色透明の部分を設置することができる範囲

切手をちょう付する場合又は約款第6条（料金受取人払）第1項の規定による料金受取人払の表示（以下「料金受取人払の表示」といいます。）をする場合に、あて名を記載し、又は別に記載して添付することができる範囲

切手をちょう付せず、かつ、料金受取人払の表示をしない場合に、あて名を記載し、又は別に記載して添付することができる範囲

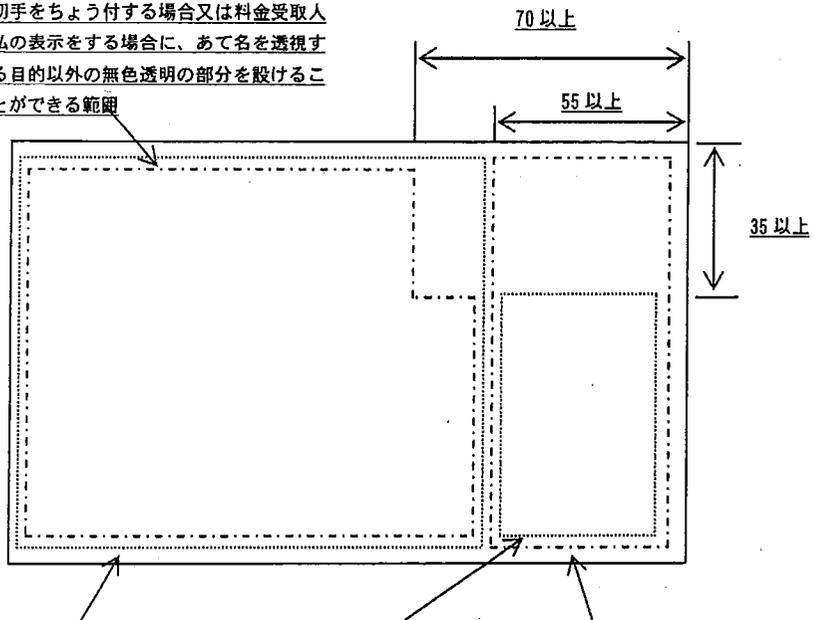


備考

- 1 あて名記載部分の最小限は、長辺8センチメートル、短辺4.5センチメートルを標準とします。図2において同じとします。
- 2 封筒又は袋の端からの距離は、封筒裁断、溶断部分等の外周部に幅4ミリメートル以下の透明部分を設けた場合には、その部分の距離は含みません。図2から図5までにおいて同じとします。
- 3 封筒は、図の横長のもののほか、縦長のものでも使用することができます。縦長のものを使用する場合は図の右側が上部になります。図2から図5までにおいて同じとします。
- 4 寸法の単位は、ミリメートルとします。図2から図5までにおいて同じとします。

図2

切手をちょう付する場合又は料金受取人  
払の表示をする場合に、あて名を透視す  
る目的以外の無色透明の部分設けるこ  
とができる範囲



切手をちょう付せず、かつ、  
料金受取人払の表示をしない  
場合に、あて名を透視する目  
的以外の無色透明の部分設  
けることができる範囲

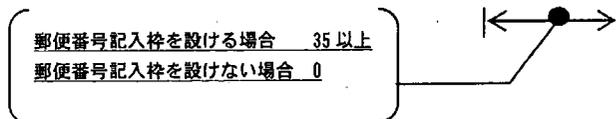
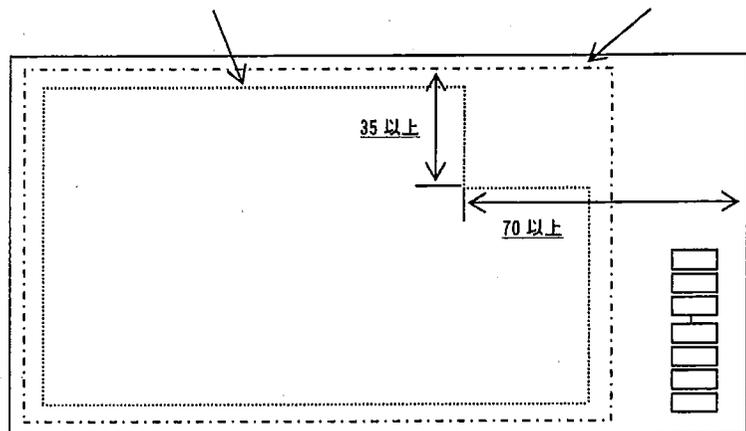
切手をちょう付する場合又は料  
金受取人払の表示をする場合に、  
あて名を記載し、又は別に記載し  
て添付することができる範囲

切手をちょう付せず、かつ、料  
金受取人払の表示をしない場合  
に、あて名を記載し、又は別に  
記載して添付することができる  
範囲

図3

切手をちよう付する場合又は料金受取人払の表示をする場合に、あて名を透視する目的の無色透明の部分を設定することができる範囲

切手をちよう付せず、かつ、料金受取人払の表示をしない場合に、あて名を透視する目的の無色透明の部分を設定することができる範囲



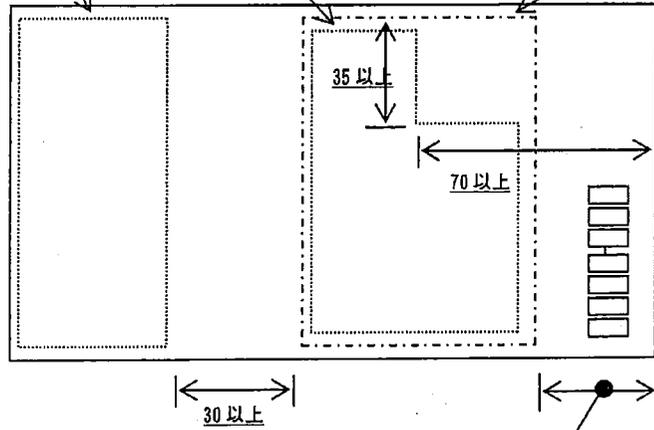
備考 あて名を透視する目的の無色透明の部分は、長辺8センチメートル以上、短辺4.5センチメートル以上の長方形のものに限ります。図4及び図5において同じとします。

図 4

あて名を透視する目的以外の無色透明の部分を設定することができる範囲

切手をちょう付する場合又は料金受取人払の表示をする場合に、あて名を透視する目的の無色透明の部分を設定することができる範囲

切手をちょう付せず、かつ、料金受取人払の表示をしない場合に、あて名を透視する目的の無色透明の部分を設定することができる範囲



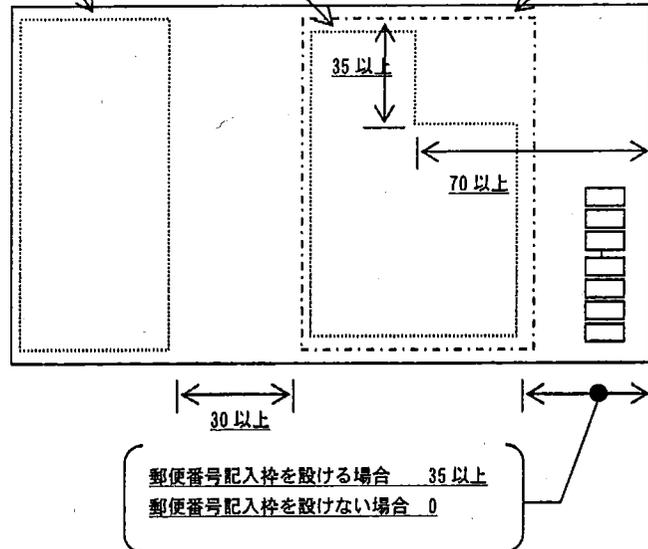
郵便番号記入枠を設ける場合 35 以上  
郵便番号記入枠を設けない場合 0

図5

あて名を透視する目的の無色透明の部分  
を設けることができる範囲

切手をちょう付する場合又は  
料金受取人払の表示をする場  
合に、あて名を透視する目的  
以外の無色透明の部分設ける  
ことができる範囲

切手をちょう付せず、かつ、料金受取  
人払の表示をしない場合に、あて名を  
透視する目的以外の無色透明の部分  
を設けることができる範囲



備考 あて名を透視する目的以外の無色透明の部分は、長さ6センチメートル、幅3センチメートルを超えないものに限り設けることができます。

附則

(実施期日)

1 この料金表は、平成15年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この料金表の実施前に日本郵政公社法施行法(平成14年法律第98号)第41条の規定による改正前の郵便法及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)による改正前の郵便規則(昭和22年通信省令第34号。以下「旧規則」といいます。)その他同法に基づく総務省令(以下「旧法令」と総称します。)の規定に基づき郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関がした承認その他の行為は、この料金表の相当の規定により**公社**がした承認その他の行為とみなします。

3 この料金表の実施の際現に旧法令の規定に基づき郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この料金表の相当の規定により**公社**に対してされた

附則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成15年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この料金表の実施前に日本郵政公社法施行法(平成14年法律第98号)第41条の規定による改正前の郵便法及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)による改正前の郵便規則(昭和22年通信省令第34号。以下「旧規則」といいます。)その他同法に基づく総務省令(以下「旧法令」と総称します。)の規定に基づき郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関がした承認その他の行為は、この料金表の相当の規定により**日本郵政公社**がした承認その他の行為とみなします。

2 平成24年10月1日前において効力を有していたこの料金表の規定に基づき**日本郵政公社**がした又は前項の規定によりしたとみなされた承認その他の行為及び郵便事業株式会社がした承認その他の行為は、同日以降において効力を有していたこの料金表の相当の規定により**当社**がした承認その他の行為とみなします。

第3条 この料金表の実施の際現に旧法令の規定に基づき郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この料金表の相当の規定により**日本郵政公社**に

請求、届出その他の行為とみなします。

4 この料金表の実施前に旧法令の規定に基づき郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に対し届出その他の手続をすることとされている事項でこの料金表の実施前にその手続がされていないものについては、この料金表の相当の規定により公社に対して届出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

5 この料金表の実施後に約款附則第4条（小包葉書等に関する経過措置）第1項の規定により差し出された小包葉書の料金については、この料金表の規定による通常葉書の料金を適用します。

6 旧法令に規定する記載又は表示をして調製した封筒その他の物を使用して差し出された郵便物は、当分の間、これをこの料金表の相当の規定による記載又は表示があるものとみなします。

7 旧規則に規定する様式又は書式により調製した用紙は、当分の間、使用することができます。

対してされた請求、届出その他の行為とみなします。

2 平成24年10月1日前において効力を有していたこの料金表の規定に基づき日本郵政公社に対してされた又は前項の規定によりされたとみなされた請求、届出その他の行為及び郵便事業株式会社に対してされた請求、届出その他の行為は、同日以降において効力を有していたこの料金表の相当の規定により当社に対してされた請求、届出その他の行為とみなします。

第4条 この料金表の実施前に旧法令の規定に基づき郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に対し届出その他の手続をすることとされている事項でこの料金表の実施前にその手続がされていないものについては、この料金表の相当の規定により日本郵政公社に対して届出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

2 平成24年10月1日前において効力を有していたこの料金表の規定に基づき日本郵政公社に対し届出その他の手続をすることとされていた事項でその手続がされていないもの又は前項の規定によりその手続がされていないものとみなされたもの及び郵便事業株式会社に対し届出その他の手続をすることとされた事項でその手続がされていないものについては、同日以降において効力を有していたこの料金表の相当の規定により当社に対して届出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

第5条 郵便事業株式会社が定めた様式又は書式により調製した用紙は、当分の間、使用することができます。

附 則（平成※※年※※月※※日 25-日郵第※※※号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

## 料金の算出の根拠に関する説明書

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、消費税率引上げ分を郵便料金に転嫁することとするもの。

転嫁に当たっては、現行料金に消費税率5%が内税として含まれているため、それぞれの現行料金に105分の108を乗じ、1円未満の端数を四捨五入（100円超の料金は10円未満を四捨五入※）して算出。その上で、新料金による郵便収入総額で、消費税率引上げ分を賄えるよう端数処理において所要の調整を行う。

※100円超の料金は、切手貼付の利便等を鑑み、10円単位となるよう四捨五入する。

### <第三種郵便物及び第四種郵便物の料金改定の考え方>

種別	特記事項
第三種郵便物	原則どおり。
第四種郵便物	原則どおり。

## 郵便の役務に関する事業収支見積書

今回の料金改定による平成 26 事業年度における郵便事業収支への影響は以下のとおり。

収支見通しの作成に当たり、営業収益は次のとおり算出。

営業費用は平成 24 事業年度の 1 通当たりの費用を郵便物数（業務用郵便物を除く。）に乗じたものを使用。

そのため、公表している「郵便事業の収支の状況」の営業収益、営業費用とは一致しない。

### 【営業収益の算出方法】

- ・平成 24 事業年度：平成 24 事業年度の郵便物数に税込み（5%）の料金額を乗じ、100/105 を乗じたもの
- ・平成 25 事業年度：平成 25 事業年度の郵便物数に税込み（5%）の料金額を乗じ、100/105 を乗じたもの
- ・平成 26 事業年度：平成 26 事業年度の郵便物数に税込み（8%）の**新料金額**を乗じ、100/108 を乗じたもの

単位：億円、億通

事業年度		24年度	25年度	26年度
営業収益	第三種郵便物	119.7	110.4	108.6
	第四種郵便物	7.8	7.6	7.1
	計	127.5	117.9	115.7
営業費用	第三種郵便物	177.8	164.3	158.3
	第四種郵便物	18.2	17.8	17.6
	計	196.0	182.1	175.9
営業利益	第三種郵便物	▲58.1	▲53.9	▲49.8
	第四種郵便物	▲10.5	▲10.2	▲10.5
	計	▲68.5	▲64.1	▲60.2
(参考) 郵便物数	第三種郵便物	2.5	2.3	2.3
	第四種郵便物	0.2	0.2	0.2
	計	2.7	2.6	2.5

※ 四捨五入等の結果、各数値が突合しない場合がある。

### 【参考：郵便物数の算出方法】

- ・平成 24 事業年度：実績値（業務用郵便物を除く。）
- ・平成 25 事業年度：上期は実績値、下期は平成 25 事業年度事業計画の引受物数計画値
- ・平成 26 事業年度：平成 26 年度引受物数予測値

## 郵便の役務に関する事業収支見積書

今回の料金改定による平成 26 事業年度における郵便事業収支への影響は以下のとおり。

収支見通しの作成に当たり、営業収益は次のとおり算出。

営業費用は平成 24 事業年度の 1 通当たりの費用を郵便物数（業務用郵便物を除く。）に乗じたものを使用。

そのため、公表している「郵便事業の収支の状況」の営業収益、営業費用とは一致しない。

## 【営業収益の算出方法】

- ・平成 24 事業年度：平成 24 事業年度の郵便物数に税込み（5%）の料金額を乗じ、100/105 を乗じたもの
- ・平成 25 事業年度：平成 25 事業年度の郵便物数に税込み（5%）の料金額を乗じ、100/105 を乗じたもの
- ・平成 26 事業年度：平成 26 事業年度の郵便物数に税込み（8%）の**新料金額**を乗じ、100/108 を乗じたもの

単位：億円、億通

事業年度		24年度	25年度	26年度
営業収益	第一種郵便物	7,029.2	6,782.9	6,721.6
	第二種郵便物	3,929.1	3,839.3	3,829.1
	特殊取扱	1,071.1	1,071.5	1,024.7
	計	12,029.4	11,693.7	11,575.4
営業費用	第一種郵便物	6,209.6	5,927.1	5,884.4
	第二種郵便物	3,903.6	3,817.3	3,826.4
	特殊取扱	987.6	986.6	943.9
	計	11,100.9	10,731.0	10,654.7
営業利益	第一種郵便物	819.6	855.9	837.2
	第二種郵便物	25.5	22.0	2.7
	特殊取扱	83.5	84.8	80.8
	計	928.5	962.7	920.7
(参考) 郵便物数	第一種郵便物	89.9	85.8	85.2
	第二種郵便物	92.7	90.7	90.9
	特殊取扱	2.5	2.5	2.4
	計	185.1	178.9	178.4

※1 四捨五入等の結果、各数値が突合しない場合がある。

※2 年賀特別郵便及び選挙郵便は第二種郵便物に含めている。

※3 特殊取扱は郵便法第44条第1項に規定されているもの。

## 【参考：郵便物数の算出方法】

- ・平成 24 事業年度：実績値（業務用郵便物を除く。）
- ・平成 25 事業年度：上期は実績値、下期は平成 25 事業年度事業計画の引受物数計画値
- ・平成 26 事業年度：平成 26 年度引受物数予測値

# **第三種郵便物・第四種郵便物の 料金変更の認可について**

**平成25年12月6日  
総務省**

## 第1 郵便料金について

### 1 基本的な考え方

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第3条により、日本郵便株式会社が設定する郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。

### 2 郵便料金に関する総務大臣の関与

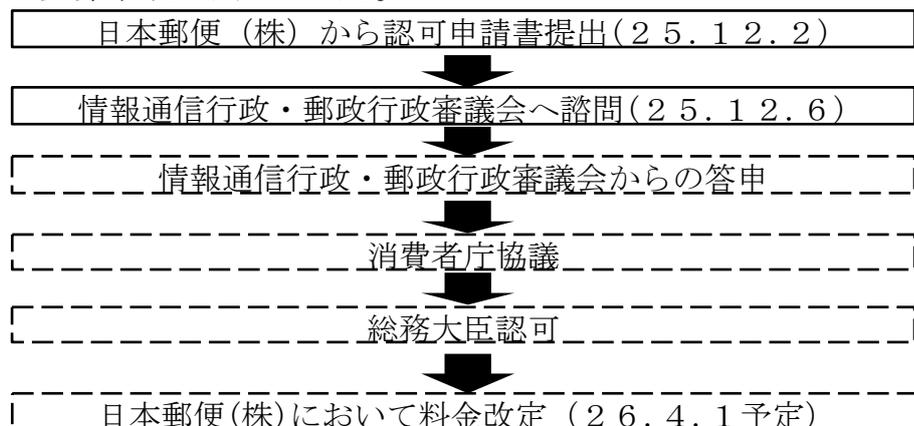
郵便料金は、法第67条により、郵便物の種別に応じ、第一種（封書）・第二種（葉書）は届出制、第三種（定期刊行物）・第四種（通信教育等）は総務大臣の認可制とされている。また、第一種のうち25グラム以下の定形郵便物については、総務省令（郵便法施行規則）で定める上限料金（現行80円）を超えてはならないこととされている。

### 3 総務大臣の認可

第三種郵便物・第四種郵便物は、一定の政策目的のために低料金を義務づけており、それを維持するため認可制をとっている。

### 4 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は第三種・第四種郵便物の料金の認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。なお、同審議会からの答申後、消費者庁への協議を必要としており、協議が整い次第、認可する予定。



## 5 第三種郵便物・第四種郵便物の概要

### (1) 第三種郵便物（法第22条）

国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発展に資するという趣旨で設けたもの。

#### ア 定期刊行物

次の条件を具備する定期刊行物

- ① 毎年1回以上の回数で総務省令で定める回数（毎年4回）以上、号を追って定期に発行するものであること。
- ② 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
- ③ 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

#### イ 低料第三種郵便物

一般の定期刊行物の条件に加え、毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるものであることを条件に、低い料金で定期刊行物を送付することができるもの。

#### ウ 心身障害者用低料第三種郵便物

一般の定期刊行物の条件に加え、発行団体が心身障害者団体であることと、発行する定期刊行物が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行するものであることを条件に、他の郵便料金と比べて極めて低い料金で定期刊行物を送付することができるもの。

### (2) 第四種郵便物（法第27条）

ある限定された特定の目的で国民の福祉増進に貢献するものの郵便料金を政策的に低廉したもの。

#### ア 通信教育のための郵便（第1号）

通信教育は、教育の民主化と機会均等とを保障するものとして、学校教育基本法等の法令で制度化されていることから、その重要な教育手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献しようとするもの。

#### イ 盲人用の郵便（第2号・第3号）

盲人が知識等を得るために点字印刷物や録音物等を入手するに当たり、郵便に依存する度合いが他に比較して高く、しかも、これらの郵便物は、重量が重く料金負担が大きいので、料金を軽減（無料）することにより、盲人の福祉の増進の一端を担おうとするもの。

#### ウ 農産物種苗等を内容とする郵便物（第4号）

優良な農産種苗等の頒布を容易にすることにより、農業の生産性向上に寄与するために設けたもの。

#### エ 学術刊行物（第5号）

学術研究の振興が、我が国の重要な施策であることを鑑み、料金を軽減して、これに協力しようとするもの。

## 第2 日本郵便株式会社からの申請

### 1 概要

第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の変更については、下表のとおり。

内容			重量	現行	×108/105	変更
第三種郵便物	下記以外の第三種郵便物		50gまでのもの	60円	61.71円	<b>62円</b>
			以降50gごとに	8円増	8.23円増	8円増
	低料第三種郵便物	月3回以上発行の新聞紙	50gまでのもの	40円	41.14円	<b>41円</b>
			以降50gごとに	6円増	6.17円増	6円増
	心身障害者団体の発行する定期刊行物	月3回以上発行の新聞紙	50gまでのもの	8円	8.23円	8円
			以降50gごとに	3円増	3.09円増	3円増
		上記以外のもの	50gまでのもの	15円	15.43円	15円
	以降50gごとに		5円増	5.14円増	5円増	
	第四種郵便物	通信教育用郵便物(※)		100gまでのもの	15円	15.43円
以降100gごとに				10円増	10.29円増	10円増
点字郵便物、特定録音物等郵便物(※)			無料	無料	無料	
植物種子等郵便物		50gまでのもの	70円	72.00円	<b>72円</b>	
		75gまでのもの	110円	113.14円	110円	
		100gまでのもの	130円	133.71円	130円	
		150gまでのもの	170円	174.86円	170円	
		200gまでのもの	200円	205.71円	<b>210円</b>	
		300gまでのもの	230円	236.57円	<b>240円</b>	
		400gまでのもの	270円	277.71円	<b>280円</b>	
		以降100gごと	50円増	51.43円増	<b>51円増</b>	
学術刊行物郵便物		100gまでのもの	35円	36.00円	<b>36円</b>	
		以降100gごと	25円増	25.71円増	<b>26円増</b>	

※第三種・第四種郵便物は重さ1kgまで。そのうち、通信教育用郵便物の一部及び点字郵便物等は、重さ3kgまで。

### 2 変更する理由

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税増加分を転嫁するもの。その他所要の措置を行う。

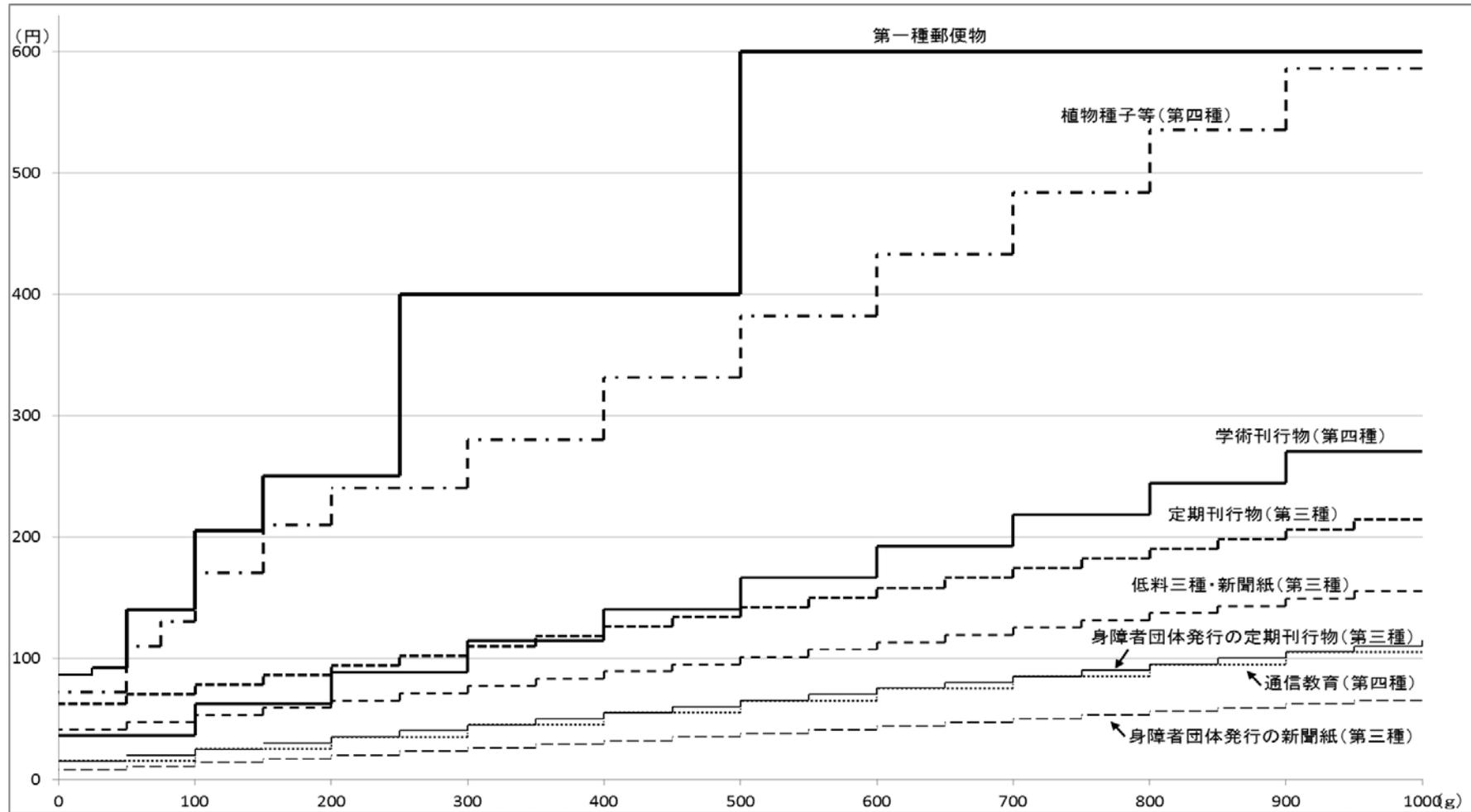
#### 【考え方】

現行料金には消費税5%が内税として含まれているため、現行料金に105分の108を乗じ、1円未満の端数を四捨五入(100円超の料金は10円未満を四捨五入)したものを新料金とし、新料金による郵便収入総額で、消費税率改定に伴う税負担増加分を賄えるよう所要の調整を行う。

### 3 実施予定期日

平成26年4月1日(火)

○第三種・第四種郵便物の料金と第一種郵便物の料金の比較（改定後）



### 第3 審査結果

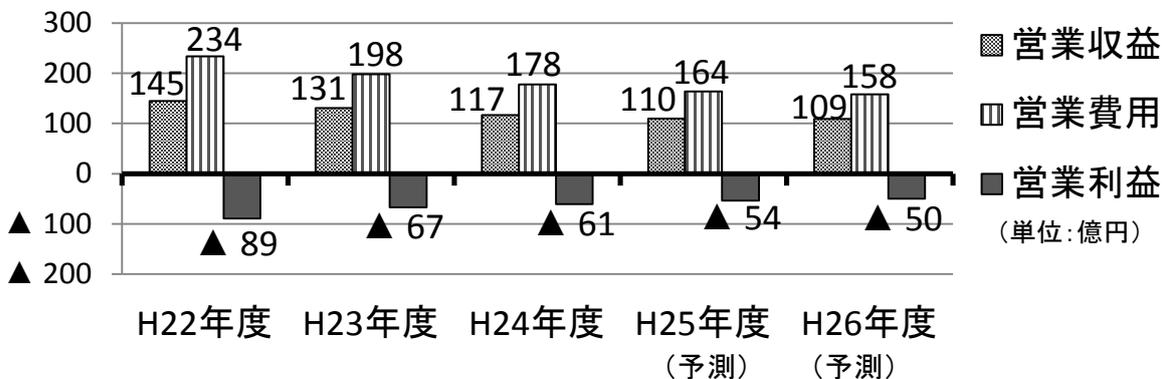
法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。（法第67条第4項第1号）	適	配達地により異なる額が定められていないことから、適当であると認められる。
同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること（法第67条第4項第2号）	適	変更する料金は、同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであることから、適当であると認められる。
定率又は定額をもつて明確に定められていること（法第67条第4項第3号）	適	変更する料金は、定額で明確に定められていることから、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第67条第4項第4号）	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないことから、適当であると認められる。

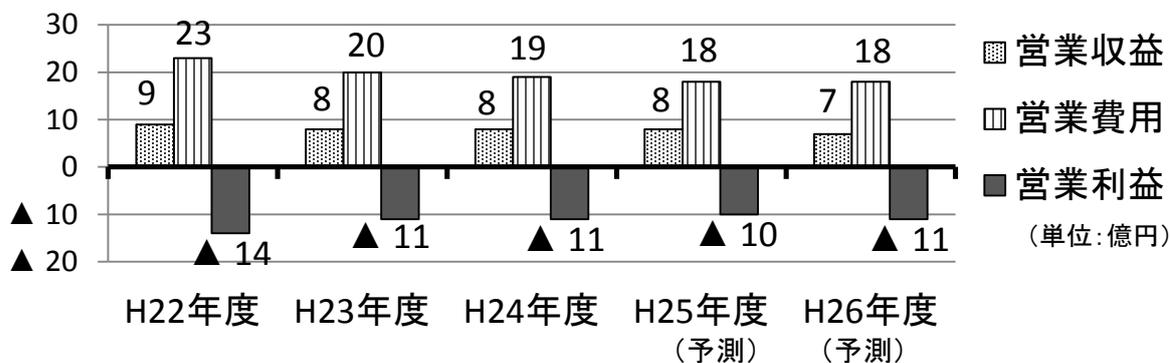
# 參考資料

# 1 第三種郵便物・第四種郵便物の収支の推移

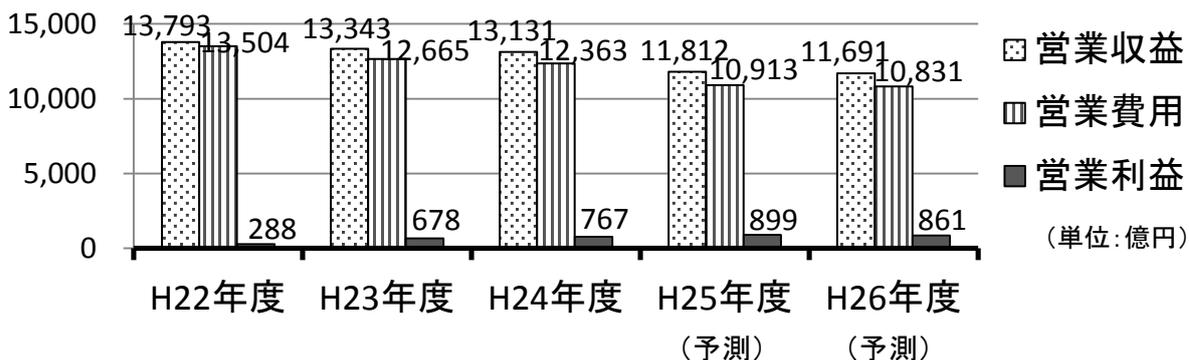
## 【第三種郵便物】



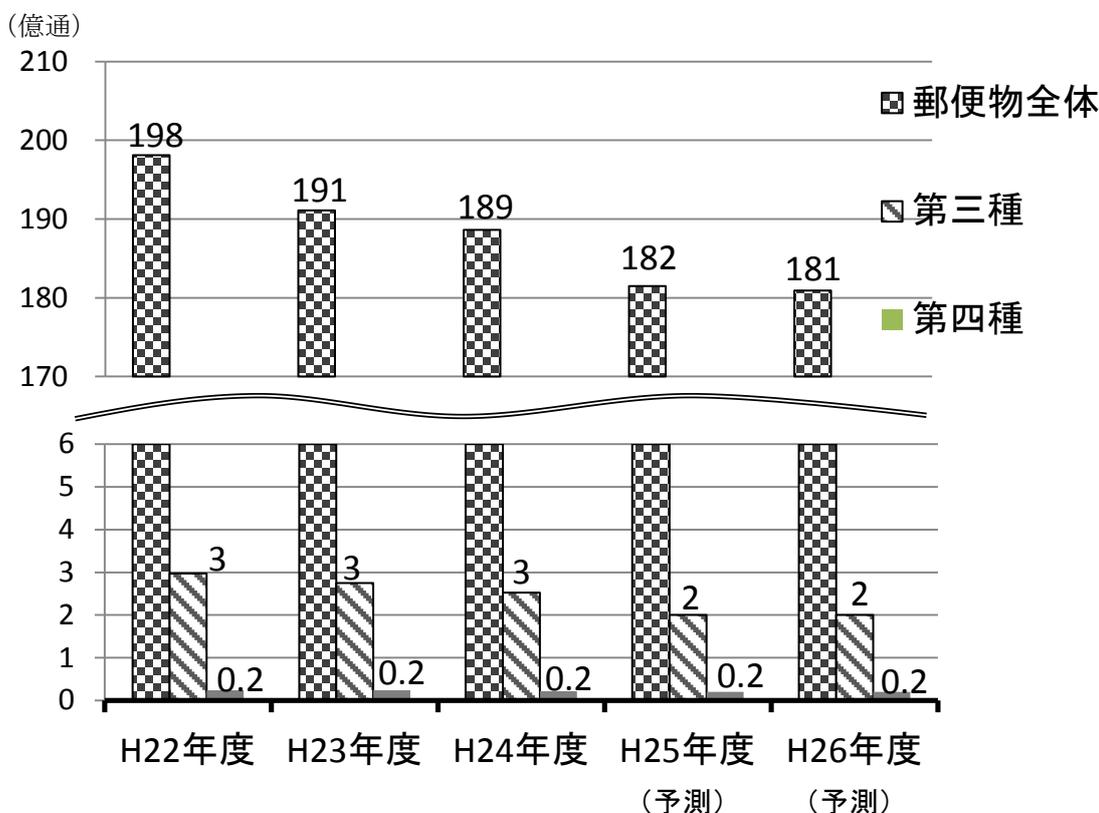
## 【第四種郵便物】



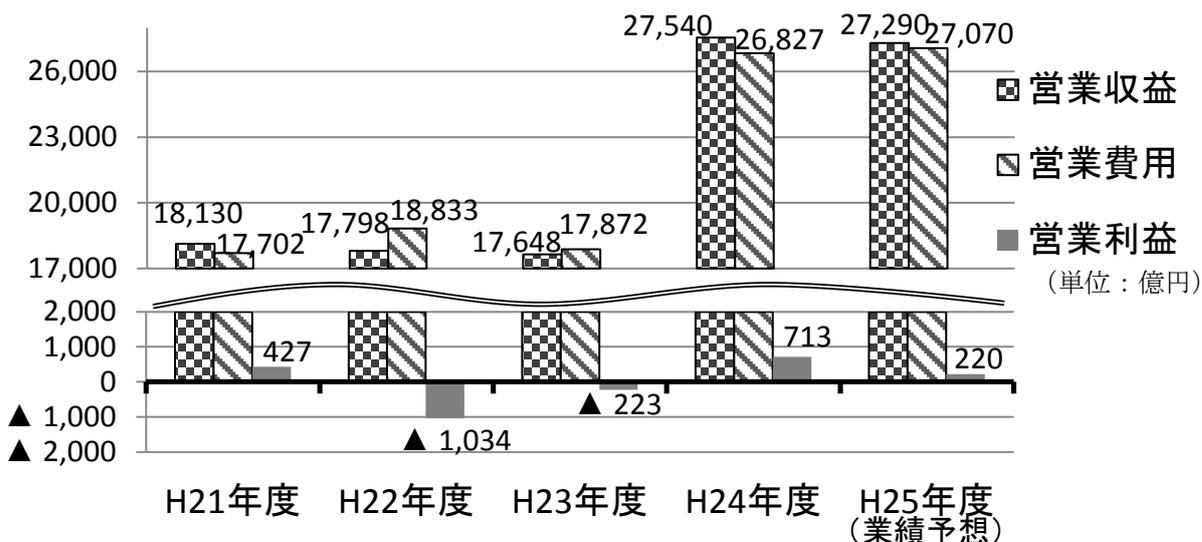
## 【郵便物全体】



## 2 第三種郵便物・第四種郵便物の物数の推移



### (参考) 日本郵便(株)の収支の推移と業績予想



※平成23年度までは、郵便事業株式会社の実績値。平成24年度は、統合前の郵便事業株式会社(平成24年4月～9月)の実績を合算したもの。

### 3 第三種郵便物・第四種郵便物の料金推移

8

施行年月日	第三種郵便物			第四種郵便物			
	一般	低料		通信教育用	盲人用点字等	植物種子等	学術刊行物
		毎月3回以上発行する新聞紙※	心身障害者団体が発行する定期刊行物				
S56.1.20	右以外のもの 50gまで 40円 50gを超えるもの 50gごとに5円増	50gまで 25円 50gを超えるもの 50gごとに3円増	50gまで 8円 50gを超えるもの 50gごとに3円増 (※以外のもの) 50gまで 15円 50gを超えるもの 50gごとに5円増	100gまで 12円 100gを超えるもの 100g ごとに10円増	無料 (S36.6.1 から無 料)	50gまで 50円 100gまで 100円 100gを超えるもの 100gごとに50円増	100gまで 30円 100gを超えるもの 100gごとに20円増
H1.4.1 【消費税導 入】	右以外のもの 50gまで <u>41円</u> 50gを超えるもの 50gごとに5円増	50gまで <u>26円</u> 50gを超えるもの 50gごとに3円増	↓	↓	↓	50gまで <u>51円</u> 100gまで <u>103円</u> 100gを超えるもの 100gごとに51円増	100gまで <u>31円</u> 100gを超えるもの 100gごとに <u>21円</u> 増
H6.1.24	右以外のもの 50gまで <u>60円</u> (50円) 50gを超えるもの 50gごとに <u>8円</u> 増 (7円増)	50gまで <u>40円</u> (33円) 50gを超えるもの 50gごとに <u>6円</u> 増 (4円増)	↓	100gまで <u>15円</u> 100gを超えるもの 100g ごとに10円増	↓	50gまで <u>70円</u> 100gまで <u>140円</u> 100gを超えるもの 100gごとに <u>60円</u> 増	100gまで <u>35円</u> 100gを超えるもの 100gごとに <u>25円</u> 増
H9.4.1 【消費税 3% →5%】	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H9.12.1	↓	↓	↓	↓	↓	50gまで 70円、75gまで <u>110円</u> 100gまで 140円、 <u>150g</u> まで <u>170円</u> <u>200g</u> まで <u>200円</u> <u>200g</u> を超えるもの 100gごとに60円増	↓
H15.10.1	↓	↓	↓	↓	↓	50gまで 70円、75gまで 110円 100gまで <u>130円</u> 、150gまで 170円 200gまで 200円、300gまで <u>230円</u> <u>400g</u> まで <u>270円</u> <u>400g</u> を超えるもの 100gごとに50円増	↓

注 括弧内は平成6年3月31日までの間に適用する料金を示す。

#### 4 消費税引上げに伴う公共料金の適正な転嫁等について

今回の消費税改定については、政府方針である「消費税引上げに伴う公共料金等の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ、同年8月6日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告）に基づき、消費税の引上げに伴う公共料金の適正な転嫁及び合理的かつ明確な方法による端数処理を適切に行うこととされている。これらの点について、確認した結果は以下のとおり。

##### （1）届出のあった第一種郵便物・第二種郵便物等の主な料金

###### 【第一種郵便物】

種類	重量	現行	×108/105	改定
定形郵便物	25gまでのもの	80円	82.29円	82円
	50gまでのもの	90円	92.57円	<b>92円</b>
定形外郵便物	50gまでのもの	120円	123.43円	120円
	50gを超え100gまでのもの	140円	144.00円	140円
	100gを超え150gまでのもの	200円	205.71円	<b>205円</b>
	150gを超え250gまでのもの	240円	246.86円	250円
	250gを超え500gまでのもの	390円	401.14円	400円
	500gを超え1kgまでのもの	580円	596.57円	600円
	1kgを超え2kgまでのもの	850円	874.29円	870円
	2kgを超えるもの	1,150円	1,182.86円	1,180円
郵便書簡		60円	61.71円	62円

###### 【第二種郵便物】

	現行	×108/105	改定
通常葉書	50円	51.43円	<b>52円</b>
往復葉書	100円	102.86円	104円

###### 【特殊取扱】

		現行	×108/105	改定	
速達料	250gまでのもの	270円	277.71円	280円	
	250gを超え1kgまでのもの	370円	380.57円	380円	
	1kgを超えるもの	630円	648.00円	650円	
書留料	現金書留	損害要償額1万円までのもの	420円	432.00円	430円
		損害要償額1万円を超え5千円ごとに	10円増	10.29円増	10円増
	現金書留以外	損害要償額10万円までのもの	420円	432.00円	430円
		損害要償額10万円を超え5万円ごとに	20円増	20.57円増	21円増
簡易書留（損害要償額5万円）		300円	308.57円	310円	
引受時刻証明料		300円	308.57円	310円	
配達証明料	差出時	300円	308.57円	310円	
	差出後に依頼する場合	420円	432.00円	430円	

内容証明料	謄本 1 枚	420 円	432.00 円	430 円
	謄本 1 枚を超え 1 枚増すごとに	250 円増	257.14 円増	260 円増
特別送達料		540 円	555.43 円	560 円

【日本郵便（株）の料金改定の考え方】

現行料金には消費税 5% が内税として含まれているため、現行料金に 105 分の 108 を乗じ、1 円未満の端数を四捨五入（100 円超の料金は 10 円未満を四捨五入）したものを新料金とし、新料金による郵便収入総額で、消費税率改定に伴う税負担増加分を賄えるよう所要の調整（太字部分の料金）を行う。

（２）消費税引上げ後の郵便料金体系全体の収益の増加率

	平成 26 年度見込み	
	現行料金の営業収益額	新料金の営業収益額
第一種郵便物	6, 584. 0 億円	6, 731. 2 億円
第二種郵便物	3, 971. 7 億円	4, 130. 6 億円
第三種郵便物	114. 2 億円	117. 1 億円
第四種郵便物	7. 5 億円	7. 6 億円
特殊取扱	2, 093. 2 億円	2, 146. 9 億円
手数料	81. 4 億円	81. 8 億円
全体	12, 852. 1 億円 (A)	13, 215. 2 億円 (B)
全体の増加率 (B - A) / A	2. 83%	

※日本郵便（株）提出資料から作成。

※四捨五入の関係で、計算が合致しないところがある。

※計算の前提となる物数は、平成 26 年度引受物数の予測値を使用。

※特殊取扱には、特殊取扱とする郵便物の基本料金等が含まれている。

政府方針	結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税率の引上げに伴い公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。</li> <li>端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。</li> </ul>	<p>(1) のとおり、日本郵便（株）の料金改定は、税率引上げ分を現行料金に転嫁するものであり、適正な転嫁が行われるものと認められる。また、同社の端数処理の考え方は、四捨五入を基本としており、合理的かつ明確な方法であると認められる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。</li> </ul>	<p>(2) のとおり、料金体系全体の増加率は 2.83% となっており、消費税改定に伴う税負担増加率 <math>((108-105)/105=2.86\%)</math> の範囲内に収まっているものであり、適正な転嫁が行われているものと認められる。</p>

## 5 参照条文

○郵便法（昭和22年法律第165号）

**第三条（郵便に関する料金）** 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

**第二十二条（第三種郵便物）** 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

○2 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。

○3 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追って定期的に発行するものであること。

二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

○4 第二項の承認の求めがあつたときは、会社は、その求めがあつた日から総務省令で定める期間内に承認をし、又は承認しない旨を通知しなければならない。

○5 第三種郵便物の承認は、承認を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

**第二十七条（第四種郵便物）** 次に掲げる郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で会社の承認のもとに密閉したもの、同様とする。

一 法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物（筆書した書状を内容とするものを除く。）で郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

四 植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの

五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

### (料金)

**第六十七条** 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

### (料金等の変更命令)

**第七十一条** 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

### (審議会等への諮問)

**第七十三条** 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

**附 則**（平成17年法律第102号）

**（郵便法の一部改正に伴う経過措置）**

**第六十条** （略）

2～4 （略）

5 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の二第一項の規定により認可を受けている郵便に関する料金であつて新郵便法第六十七条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の二第一項の規定により認可を受けている郵便に関する料金であつて新郵便法第六十七条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

7～13 （略）

**附 則**（平成24年法律第30号）

**（処分等に関する経過措置）**

**第二十四条** この附則に定めるもののほか、この法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事業株式会社に対してした若しくはすべき、又は郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の相当する規定により日本郵便株式会社に対してした若しくはすべき、又は日本郵便株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為とみなす。

**○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律**（平成24年法律第6号）

**附 則**

**（消費税率の引上げに当たっての措置）**

**第十八条** 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる

中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

- 3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

#### ○ 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ、同年8月6日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告）

平成26年4月及び平成27年10月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。

#### 記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報

を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

## ○公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて

(平成23年3月14日物価担当官会議申合せ)

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新設設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取扱うこととする。

なお、昭和47年7月20日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

### 記

1. 重要な公共料金等（別紙1に掲げるもの）の新設設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管官庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
2. 上記以外の公共料金等（別紙2に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管官庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
- 3～6 (略)

#### 別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

所管	公共料金等の種類
総務省	(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限 ①定形郵便物（25グラム以下のものに限る。） ②料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物 (2) (3) (略)

#### 別紙2 消費者庁と協議を行うものとする公共料金等

所管	公共料金等の種類
総務省	(1) 第三種郵便物、第四種郵便物の料金 (2) (3) (略)

(参考)

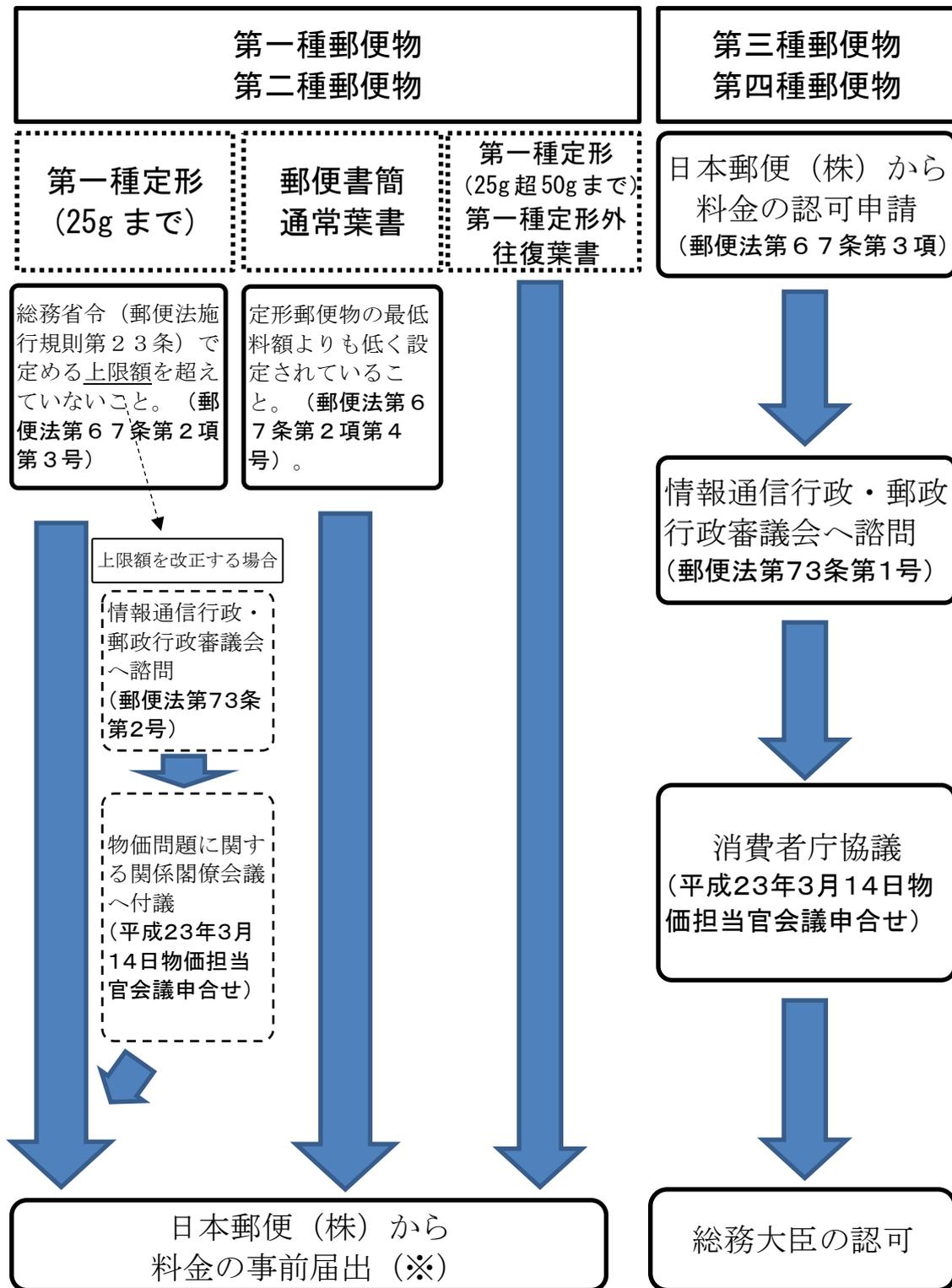
○消費者基本法（昭和43年法律第78号）

（公正自由な競争の促進等）

第十六条（略）

- 2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

## 7 郵便料金に関する規制



※ 届出のあった料金について、総務大臣は、郵便法施行のため必要と認めるときは当該料金の変更を命ずることができる (郵便法第 71 条)